

## 目次

第一	はじめに — 検定制度と国家賠償法	3
第二	第二 検定をめぐる新しい事態に関する予備的考察	4
1	被告の反論	4
2	東京書籍による1200件の訂正申請	4
3	「東書事件」が意味するもの	4
4	「検定率」概念の導入	6
第三	検定手続と訂正手続の基本的位置づけ	7
1	「検定手続」と「訂正手続」の関係	7
2	「検定意見相当箇所」についての主観的定義	9
3	「網羅的」という魔語	10
4	検定実務の実体論による正当化	12
5	誤記等の指摘をしないことが許容されるとするケースについて	13
第四	訂正手続の対象区分の確認	14
1	訂正手続の対象	14
2	2社の訂正申請の分析と比較をめぐる争点	15
第五	検定の「見逃し」を糊塗する「訂正理由」批判（再論）	17
(一)	検定の「見逃し」を糊塗する「訂正理由」の事例	17
(二)	日文の事例の検討	17
(三)	教出の事例の検討	20
第六	訂正申請から分かる検定姿勢の違法な差別的実態	23
1	推測される文科省の事前指導	23
2	書類上の分類と内容に即した分類	24
3	検定率の格差と「不平等」状態の基準	26
4	検定率の比較による違法性の証明	27
5	官民の協力関係を崩壊させた「一発不合格制度」	29

## 第一 はじめに — 検定制度と国家賠償法

- 1 被告は、検定が国賠法上違法となり得る場合として、「検定審査会の判断の過程に、申請図書の記述又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況等についての認識や、検定基準等に違反するとの評価等に関して看過し難い過誤があり、文部科学大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合に限り、当該判断は裁量権の範囲を逸脱したものとして、国賠法上違法となり得る」と主張し（被告準備書面（5）7頁、以下頁数のみの場合は同準備書面のもの）、あたかも違法な検定は学説状況の認識についての著しい過誤のあった場合のみ問題となると主張しているようである。そのうえで被告は、「検定基準等に違反するとの評価等に関して看過し難い過誤がない」と主張する（同頁）。
- 2 原告は、本件申請図書に対する検定意見が、被告主張の上記基準に照らしても裁量権の範囲を逸脱したものであると考えており、個別的な事例ですでに主張しているが、「欠陥の指摘」は学説の違いだけに限らない。検定処分という行政処分は、あくまでも公正でなければならず、本件申請図書に対する検定のように極端に不公平な検定は、国賠法上違法となるのである。
- 3 被告の主張によれば、A社の申請図書を一発不合格にしようと申し合わせ、執拗に誤植をチェックし、それでも一発不合格に足りなければ、「検定当時の学説状況等について」「看過し難い過誤」とみられない程度に、「生徒にとって理解しがたい」とか「生徒が誤解するおそれがある」などの意見を付け、BCD各社については全く事実上検定をしないで、A社の申請図書を一発不合格にした場合でも国賠法上違法とならないということになる。このような検定が違法であることは明らかである。
- 4 本件申請図書は、検定においてまさにこれとほぼ同じ対応を受けたのである。それを明らかにするには本件申請図書に対する検定と他社の検定とを比較しなければならない。また本件申請図書に限らず、過去の原告の申請図書に対する検定をも間接証拠になり得る。原告は、原告の調査によって明らかになった文科省の違法検定の実情を、第四ないし第六準備書面において提示した。すなわち、原告は、令和元年度中学校歴史教科書の検定における原告以外の他社の訂正申請資料を情報公開法による開示請求によって入手し、それを分析した結果、文科省は、教科書検定において、原告に対し、他社の教科書に比較して明らかに不平等な取り扱いをしていたことが明らかになった。そこで、この事実を新たな請求原因として追加したのである。以下、述べる。

## 第二 検定をめぐる新しい事態に関する予備的考察

### 1 被告の反論

被告準備書面(5)の反論は、教科書の検定制度と訂正申請制度の一面的な「解説」にほぼ終始し、原告が指摘した事実関係にはほとんど触れることなく、原告の議論の前提(制度の理解)が間違っているから主張にも根拠がないとして反論の体裁を取り繕っているに過ぎない。

### 2 東京書籍による1200件の訂正申請

本件訴訟係属中に、この議論の焦点となった教科書検定と訂正申請制度の関係についての新たな、驚くべき事例が明らかになった。これは当該訴訟の案件とは学校段階や種目を異にする事例ではあるが、文科省による検定と訂正申請の相互関係を示す問題であることに少しの変わりもなく、本件訴訟における論点と密接に関係があるので、それを別の話であるとして目を背けることは許されない。

令和5年2月18日付けの読売新聞は、1面と社会面に、教科書業界最大手の東京書籍株式会社が、同社が発行する一つの教科書について約1200箇所へのぼる大量の訂正申請を行っていた事実を報道した(甲第27号証の1及び2)。東京書籍は高等学校用の地図の教科書『新高等地図』を製作し、令和2年度の教科書検定を受け、20件の検定意見を付けられたがそれを修正して令和3年3月に検定合格し、令和4年4月から3万6千冊が教室で使用されていた。ところが、使用が開始された4月から、教科書を使用する学校の教員から誤りの指摘があり、社内でチェックしたところ多くの訂正箇所が見つかった。同社はこれを令和4年12月になって、やっと同社のホームページに掲載した(甲第28号証の1及び2)が、その件数は1200箇所へのぼっていたのである。この時点でその教科書はすでに教室で半年以上使用され続けていたわけで、教科書検定史上前代未聞の椿事であり、一箇の「事件」とよぶべき出来事であった。

### 3 「東書事件」が意味するもの

読売新聞のスクープ報道は国民の間に衝撃を与え、国会でも三度にわたって取り上げられたり(甲第29号証の1乃至3)、マスコミでも取り上げられるなど(甲第30号証)、この事件(以下、「東書事件」と略称する)は教科書検定の在り方について、多くの疑念を引き起こすものとなった。この事件の特徴的な点を指摘すれば、次の通りである。

第一に、問題を引き起こしたのが、教科書業界の最大手である東京書籍で

あったことである。同社は各種の教科書を発行しているが、種目や地域によっては圧倒的で独占的なシェアを誇っている。例えば、中学校歴史教科書の種目では一社で50パーセント以上のシェアを有し、恐るべき寡占状態を現出している。従って、同社の教科書業界における発言力は強く、教科書協会をはじめとする各種団体においても主導的な役割を占め、圧倒的な営業費を背景に文科省をはじめ教育界全体に大きな影響力を有しているのである。だから、同社の地図の検定を担当した教科書調査官が、東京書籍の教科書だから間違いはそれほどあるはずはないと高をくくって検定作業を事実上サボタージュし、わずか20件しか検定意見を付けず、大量のミスを見逃した可能性は十分に想定できるのである。例えば、次のような訂正例がある。

＜図表1＞ 東京書籍高校用地図教科書訂正申請の事例

＜誤＞	＜正＞
マゼラン海峡	ドレーク海峡
山西	陝西
松任〔富山〕	松任〔石川〕
サンティアゴ〔アルゼンチン〕	サンティアゴ〔チリ〕
最大深度（1000km）	最大深度（m）

これらは当然、検定手続の段階で指摘され、検定意見に含められるべきものであった。こうした明らかな検定見逃しが50件もあった。

第二に、この事件に対する文科省の対応である。それを一言で特徴づけるなら、「大枠での開き直り」と、「細部での場当たりの的な弁解」である。例えば、報道によれば、「同省教科書課の担当者」は、「検定結果が不適切だったという認識はない」とうそぶいた（甲27の2）。しかし、これは国民の常識から懸け離れた弁解で、識者も「子どもたちの手に不完全な教科書が渡った責任の一端は文科省にもある」と指摘し、「検定制度の見直し」の必要性に言及している（同）。

この事件が初めて報道されたのは上記の通り令和5年の2月18日であったが、それ以前から文科省内では、東書事件の対応に追われていたはずであり、4月20日付けの被告の準備書面（5）の論旨には、この事件への弁解を先取りして記述したと考えられる論述がみられる。東書事件の影が本件にも色濃く差している。

#### 4 「検定率」概念の導入

それにしても、文科省はなぜ東京書籍の地図の教科書について、これほど多数の誤りを見逃したのだろうかという不思議な思いは、誰もがこのニュースに接して抱く素朴な疑問である。そこで、各種の教科書検定において、「本来検定意見を付けるべき項目数」のうち、「実際に検定意見が付けられた数」が何パーセントになるかを計算して、文科省の各教科書会社の申請図書に対する「見逃し」の程度を数値化した「検定率」の概念を提出したい。

今回の東書事件の約 1200 件の訂正申請の内訳は、次のように報道されている（甲第 3 1 号証）。なお、これは東京書籍自身による分類であると推定される。

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| ・地名や位置の誤り (a)            | 約 50 カ所  |
| ・地図と索引での表記の食い違い等 (b)     | 約 600 カ所 |
| ・索引での表記ミス (c)            | 約 400 カ所 |
| ・社会情勢の変化による地名変更等の未反映 (d) | 約 150 カ所 |

このうち、最後の行にある「社会情勢の変化による地名変更等の未反映 (d)」とは、例えば「キエフ」を「キーウ」としたような、検定期間後の地名呼称の変更など客観的事実の変更がまだ教科書に反映されていないことから申請された訂正箇所を指す。これは、検定手続段階では教科書調査官も知り得なかったことであるから、当面の議論からは除外する必要がある。これに

・実際に付けられた検定意見 (e)  
を要素に入れる。東書が申請した 1200 件は、それでもまだ見落としがあるかも知れないので、

・訂正申請後も見落とされている項目 (f)  
を加える。

そうすると、(d) を除く (a)、(b)、(c)、(e) の和と、論理的には (f) を含めた件数が、「本来検定意見を付けられるべき箇所数（要検定箇所数）」となる。これを分母とし、検定意見数 (e) を分子として得られる数値を 100 倍したものが、文科省による当該教科書への「検定率 (%)」であると定義する。東書事件の場合は、事件前後の事情から、(f) の値はかなり小さいものと想定されるから、暫定的に 0 と見做して「検定率」を計算すると、

$$20 \div (50 + 600 + 400 + 20) = 0.018\dots$$

となり、検定率は2%となる。これは、おおまかに言って、東書の高校用地図について文科省は、要検定箇所100件あたり2件にしか、実際の検定意見を付けなかったことを意味する。この「2%」という数字が、東書事件の報道に接した時の世間の驚きを説明する数値である。

他方、令和元年度中学校社会科（歴史的分野）の教科書検定で、本件申請図書に付けられた検定意見405件に、その後原告自身によって発見された15件程度の訂正箇所を合わせた件数を分母とし、検定意見を分子として計算すると、検定率96%となる。ただし、この場合、「訂正申請後も見落とされている項目」は無視しているので、「神の視点」から見た検定率は、実際はもっと低くなるのが想定されるが、とはいえ、大きく変化するとも考えられない。また、検定率が高いことはそれ自体は非難されるべきではなく、称賛されるべきことである。理想的には検定率は限りなく100%に近づくべきであろう。（ただし、本件訴訟では、405件の中に不正な検定意見が多数含まれていることが主要な争点である。）

問題は、比較の中にある。一方の教科書には数%の検定率で臨み、別の教科書には90%を超える検定率で臨む。そして、後者については、新規に制定した制度を適用して、教科書会社にとっての死刑宣告ともいえるべき「一発不合格」処分を下す。これは明らかに行政権の恣意的行使にもとづく差別であり、不正である。

### 第三 検定手続と訂正手続の基本的位置づけ

#### 1 「検定手続」と「訂正手続」の関係

被告は、準備書面(5)において、次のように主張する（括弧内は同準備書面の頁数）。

・・・教科用図書検定制度は、申請図書の審査の手続（以下「検定手続」という。検定規則第2章参照。）と、検定図書の訂正の手続（以下「訂正手続」という。検定規則第3章参照。）で構成されており、双方の手続があいまって教科用図書としての記述の適切性を担保しているところ、以下に述べる通り、双方の手続は、当該制度におけるそれぞれ異なる段階における手続であって、その趣旨や対象が異なるものであるから、検定意見の数と訂正の申請の数を比較して、検定手続の不公平さを論じることは相当ではない。（8頁）

この主張は明らかに矛盾している。一方で、被告は、検定制度が「検定手続」と「訂正手続」から構成されており、「双方の手続があいまって教科用図書としての記述の適切性を担保している」と当然のことを述べている。永岡桂子文科大臣も、令和5年2月21日の記者会見において、「教科書記述の適切さにつきましては、やはり検定手続と、それから検定後の訂正申請の仕組みとが相まってですね、担保される仕組みとなっております」と述べており、同じ趣旨である（甲第32号証）。「相まって」とはAとBが相補い合う関係、つまり相補性を意味している。

ところが、他方、被告は上記の同一センテンスの中で、「双方の手続は、当該制度におけるそれぞれ異なる段階における手続であって、その趣旨や対象が異なるものである」という理由を構えて、「検定意見の数と訂正の申請の数を比較して、検定手続の不公平さを論じることは相当ではない」と述べ、原告の主張を批判する。しかし、被告はこの一文の中で相互に矛盾した言明を行っている。

まず、検定手続と訂正手続が「異なる段階における手続」であるのは自明であって、それは検定意見の数と訂正申請の数を比較することを否定する理由にはならない。

次に、「趣旨や対象が異なる」という言明について検討しよう。まず、訂正申請手続の「趣旨」は、検定でも漏れてしまった誤りを含めて、学習者に手渡される教科書から少しでも誤りをなくすことであり、まさに、検定と訂正の双方の手続が相互に相補い合う関係（相補性）を示すものである。訂正申請には、それ以外に、「検定率」の項でのべたように、検定以後の「事情変更による訂正」等が含まれるとはいえ、それによって検定と訂正手続の相補性が否定されるものではない。

また、「対象」についていえば、例えば東書事件で、索引に「松任〔富山〕」とあった誤りを、検定では見逃していたので、東京書籍が「松任〔石川〕」と訂正申請したのであって、検定も訂正も同一対象を扱っていることは自明である。訂正申請がそれ以外の内容を含み得るからといって、検定と訂正が教科書記述という同一対象を扱っていることを否定する理由にはなり得ない。

以上のとおり、検定と訂正は、「趣旨」においても「対象」においても、両者の相補性を前提としており、従って検定意見の数と訂正申請の数を比較する作業は、「事情変更による訂正」等の要素を除外する手続を経る限り、何ら相当性を疑われるものではない。被告の主張は、「検定もれ」の責任を薄め

るために、双方の数を比較すること自体を放棄させようとする、策略に満ちた詭弁である。

## 2 「検定意見相当箇所」についての主観的定義

被告準備書面（5）は、「検定意見相当箇所」について、次のように書く。

検定基準（乙A10）は、第2章3（2）において、「図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと」と定めているから、申請図書に「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字」が確認されれば、当該部分は検定意見相当箇所とされることになる。（10頁、下線は原告）

同様の言明は別の箇所にも見られる。

…検定審議会における調査審議については、「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字」（検定基準第2章3（2））に該当する記述を確認した場合には、これを検定意見相当箇所とすることとなるものの…（10頁、下線は原告）

ここで注目すべきは、「確認」という言葉である。ある白表紙本（検定申請図書）が目の前にあるとしよう。この中には、「客観的に」定まる有限個の誤りが含まれる。それが本来、検定意見を付けるべき「検定意見相当箇所」である。もちろん、個々人の能力・注意力には限界があり、教科書調査官や審議会の委員も超能力者ではないから、見落としは生じうる。しかし、いわば「神の視点」から「客観的に」定まる「検定意見を付けるべき箇所」を想定しなければ、検定作業の勤務評価は出来ないことになる。

ところが、被告は「検定意見相当箇所」を定義する最初のステップで、それは、「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字」に該当する記述を確認した箇所のことであるとして、

「確認」という主観的な状況を示す用語を意図的に挿入している。この定義のもとでは、要するに「検定意見相当箇所」とは、教科書調査官などが「確認」した箇所、つまり「気付いた」箇所に限定されるのであって、「気付かなかった」客観的な誤植等は、定義の外に排除されてしまう。気付かなかったという言い訳でことはすべて済んでしまうのである。

このような主観的な定義は、一種の循環論法でもある。問題とは、「問題



と認識されたもの」であるという定義のもとでは、目を瞑って問題を見ないことにすれば問題はすべて存在しなくなるという仕掛けである。同様に、間違いとは、間違いと気付いた（確認した）アイテムだけを指し示すのだから、その外側にある「客観的な」間違いは考慮の外におかれることになる。

このような概念装置は、教科書調査官にとって天国のような組み立てである。誤りに気付いたら検定意見をつけていいが、気付かなかつたら気付かなかつたとして責任を問われることがない。要するに、何をやってもいいことになるのである。だから、教科書調査官のイデオロギーや好みによって、気に入らない教科書には（「こじつけ」と「揚げ足取り」による不適切なものを含めて）沢山の検定意見をつけ、気に入った教科書（あるいは何らかの忖度を要する教科書）は大甘で見逃すこともできることになる。誰もその不当性を問えない。だから、出発点における「検定意見相当箇所」の主観的定義こそ、教科書検定における不正の「制度的保障」である。

しかし、教科用図書検定基準はそのような主観的定義をしていない。「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字」と書いているだけであり、そこに主観的な要素が入り込む余地はない。被告の主張は、客観的に定めた検定基準の精神を、検定の大量のミスを免罪するために、主観的定義にすり変えた許しがたい詭弁である。

### 3 「網羅的」という魔語

次なる詭弁は、「網羅的」という言葉のトリックである。被告準備書面（5）は、教科書検定基準が定める「誤記、誤植又は脱字」の検定について、「網羅的に洗い出す」ことは求められていない、として二つの根拠をあげている。

第一の根拠は、検定制度の趣旨から導き出されるものである。被告は次のように書く。

…検定手続において検定審議会が行う「調査審議」（学校教育法34条5項）とは、検定審議会の委員の学術又は教育の専門家としての知見に基づき、当該時点における客観的な学問的成果や適切な史料等に照らして行われるものであって、教科書調査官の調査や資料の作成等も、このような調査審議に資するものであることが求められているといえる。（9頁）…A

この一文は、教科書検定が学術的専門的知見に基づき行われるものである、という当然の前提を取り立てて書くことで、学術的でない対象、例えば誤字、

誤植の指摘は、余り重要でない、取りようによってはやらなくてよいようなことがらである、と読み手に思わせる伏線を張っている。ここから、被告は、次の言明を導き出す。

…前記（１）に述べた検定手続の趣旨からして、検定審議会における調査審議が、民間事業者が行う教科用図書の発行事業の一部を検定審議会において肩代わりし、あるいは補助する趣旨に出たものでないことは明らか…（１０頁）…Ｂ

前記の命題を根拠に、この部分では、教科書会社の仕事を手伝うのが検定審議会の調査審議の趣旨ではないという当りまえのことを述べ、ここから被告は次の命題を導き出す。

…誤記、誤植又は脱字等を網羅的に洗い出すといったいわゆる校正作業は、発行者が、教科用図書以外の図書を発行する場合と同様、自らの責任において行うべきものである。（１０頁）…Ｃ

結論は、誤記、誤植等の指摘を「校正作業」と言い換えた上で、それは教科書会社の責任で行うことだというものである。ＡだからＢ、ＢだからＣ、という一直線の論理である。この論理をたどっていけば、誤記等の指摘は、本来、検定手続には入らないことになる。

しかし、これは、実は驚くべき主張である。これは事実上、教科書検定に関する現行の法体系を変更するものになっている。現行制度のもとで厳然と存在する教科用図書検定基準では、被告もしばしば引用・言及するとおり、「誤記、誤植又は脱字等」も、れっきとした検定対象となっているのである。ところが、被告の準備書面では、事実上、教科書調査官らは「誤字、誤植又は脱字」を発見し指摘する任務から解放されている。文科省は訴訟のために、平気で確立した関連法規を事実上改変できることになる。

これは、誰が考えても、法秩序を無視した許されない越権行為である。そこで、その批判を緩めるために考えたトリックが、「網羅的」という用語の使用である。

そもそも、「網羅的に洗い出す」とは、いかなる意味だろうか。それは、「構え」としてすべての誤記等を摘出しようと試みる志向性を表現している。被告が言及しているように、ちょうど出版社が本を発行するときに行う校正

作業のような「構え」では、教科書調査官は検定資料をつくる必要はない、それは教科書会社の責任である、というのである。

教科書調査官は、誤記等を「網羅的に」洗い出すことは要求されていないとしたら、「虫食いの的に」指摘することになるだろう。個別の誤記等に関しては、指摘してもいいし、指摘しなくてもいい、というのが被告が正当化しようとしている検定実務の姿であるということになる。

そうなると、教科書調査官のイデオロギーや好み、気分、すなわち個人的恣意によって、あるいは調査官の合議によったとしても同じことだが、気に入らない教科書に対しては、なるべく稠密に指摘し、そうでない教科書には、場合によっては何もしないで放置するということもおこる。どのケースでも、決して検定する側の責任を問われることはない。被告の主張の実質的な効果は、これまた不正検定を誘発する制度的仕組みの正当化である。

#### 4 検定実務の実体論による正当化

被告が主張する「検定意見相当箇所」の主観的定義と、誤記等の「網羅的指摘」の免責という二つの仕組みによって、教科書調査官の恣意性がどこまでも許されるという理論構築は整ったが、それだけでは説得力が弱いと被告も自覚しているものとみえ、さらに実態論からの正当化を試みている。「しかも」とつないで、被告準備書面（5）は次のようにいう。

教科用図書検定制度においては、各申請者からの検定申請がされた場合、翌年3月までに文部科学大臣による検定の決定又は検定審査不合格決定が行われ、検定の決定を受けた申請図書は、申請された翌年度には各教育委員会や学校等が行う採択の対象となり、翌々年度の4月から各学校等において使用されることとなっているから、検定手続における調査審議は、申請から約1年で行わなければならないという時間的制約もある。このような調査審議において、全ての申請図書につき、誤字、誤植又は脱字の網羅的な洗い出しを行うことは困難でもある。（10頁）

これが、被告が教科書検定では、教科書調査官は誤記等について「網羅的指摘」を行わなくてもよいとする第二の根拠である。要するに、時間と人員が足りないと泣き言をのべ、泣き落としで国民を煙に巻こうとする作戦である。そのような理由を構えることは、やはり公正性の観点から許されない。本来文科省は、検定基準を厳密に守って、すべての誤記、誤植等も厳密に検定すべ

きである。必要なら、そのための予算と人員を増やすべきであるし、それが出来ないなら、検定基準から、誤記、誤植等は除外すべきであろう。ところが、文科省は、どちらにも徹底しない、宙ぶらりん状態を維持する。こうして、誤字、誤植等には、検定意見を付けてもいい、付けなくてもいい、という曖昧な状態が生まれ、それが同じ記述についてA社には検定意見が付けB社には付けられないといった不正検定の温床となるのである。被告準備書面が正当化しようとしているのは、正にこのような憂うべき現状である。

この事実を、被告が述べる次の総括的命題について、確認しておこう。

以上からすれば、検定審議会における調査審議においては、「客観的に明らかな誤記、誤植又は脱字」（検定基準第2章3(2)）に該当する記述を確認した場合には、これを検定意見相当箇所とすることとなるものの、必ずしもこれらを網羅的に洗い出さなければならないものではない。（10頁、下線は原告）

検定審議会の審議の原案をつくる教科書調査官は、この命題によれば、個々の特定の教科書の誤記等の誤りに対し、次のどのような態度で臨むことも可能である。

ア) まったく指摘しない

イ) 虫食いの、ざっと眺めて目に付いたところだけをアリバイ的に指摘してお茶を濁す

ウ) 虱潰しに網羅的に間違いを指摘する

どの態度をとっても、問題視されることはない。ちなみに、奇妙な話だが、ウ)が許容されるのは、上記のフレーズに「必ずしも」という言葉が付いているからである。つまり、網羅的に洗い出してもよい、ということになる。同じ誤記等について、A社には検定意見が付け、B社には検定意見を付けないというダブルスタ検定が生じるのは、こういう制度と運用のもとではほとんど必然的である。

## 5 誤記等の指摘をしないことが許容されるとするケースについて

被告は、「誤記等の指摘をしないことが許容されるもの」というカテゴリをつくり（10から11頁）、「検定手続に起因する配慮」と説明している。被告のいうとおり、本文やコラムの内容が未確定で、検定意見に基づいて文章を修正した結果として、特定の記述の掲載ページが移動する場合は確

かに起こりうる。「本体部分」（図書の全体から索引を除いた部分）が確定しなければ、索引との対応関係も定まらないというわけである。そこから、被告は次の結論を導き出す。

よって、索引項目のうち、当該項目の本体部分における掲載ページ数について、検定手続において白表紙本の記載に齟齬があったとしても、検定意見相当箇所の指摘がされていないことは合理的であるといえる。（11頁）

この被告の主張によって、前記東書事件における「地図と索引での表記の食い違い等」約600カ所の検定漏れは一举に免罪されることになる。被告準備書面は、東書事件での社会的批判を想定した、前倒しの弁明書ともなっている。

しかし、この議論はおかしい。被告のこのようなケースが生じうるとしてもそれは例外的であり、ケース・バイ・ケースでもある。東書の高校用地図のケースについて、20件の検定意見（甲第33号証）を精査したが、ページ移動を伴う可能性のある修正を求めているケースはなかった。調査官が検定意見を付けることをサボタージュした結果、索引という地図の利用者にとって生命線といえる機能が果たせず、使用する生徒は実害を受けているのである。

#### 第四 訂正手続の対象区分の確認

##### 1 訂正手続の対象

被告は「訂正手続には、訂正の対象に応じて二つの類型が存在する」として、次のように書いている（13頁）。

ア 一つは、検定の決定を経た教科用図書について、「誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載若しくは学習する上に支障を生じるおそれのある記載があることを発見したとき」においては、発行者等が、文部科学大臣の承認を受けて必要な訂正を行う類型である（検定規則14条1項。以下「1項訂正」という。）。

イ 他方は、前記アの類型に該当しない場合であって検定の決定を経た教科用図書について「更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載（検定を経た図書の基本的な構成を変更しないものに限る。次項においても同じ。）があることを発見したとき」において、

発行者等が、文部科学大臣の承認を受けて、必要な訂正を行う類型である（検定規則14条2項。以下「2項訂正」という。）。

被告は、検定規則14条に言及し、「1項訂正」は義務とされているが、「2項訂正」は義務的ではないとしているので、後者は発行者の任意であるという意味になる。

これを表にまとめれば、＜図表2＞のようになる。なお、分類各項の呼び方は、文部科学省初等中等教育局教科書課が発出した令和3年2月15日付事務連絡（甲第34号証）の表記を参考にした。

＜図表2＞ 訂正申請の対象に基づく分類

1項訂正 (義務)	①誤記等	検定で見逃した項目
	②誤った事実の記載	
	③事情変更に伴い誤りとなった事実の記載	検定の見逃しとは 関係のない項目
	④事情変更に伴う学習上の支障	
2項訂正 (任意)	⑤更新が適切な事実の記載	
	⑥更新が適切な統計資料	
	⑦変更が適切な体裁、記載	

このうち、「検定の見逃し」が問題となり得るのは、1項訂正の①と②のみであり、1項訂正の③と④、及び2項訂正は検定意見の有無と直接関係するものではない。原告はこのことを十分に承知しており、これらが争点になることはない。そもそも、これらは明文化された規則であるから、被告と原告の間の争点になるような性格の問題ではないのである。

訂正申請の規則の理解については以上のとおりであるが、問題はこの先にある。

## 2 2社の訂正申請の分析と比較をめぐる争点

被告は、「5 原告の行う数の比較は相当でなく、このような比較に基づき「不公平な取扱い」がされているとする原告の主張は根拠を欠くこと」と主張する（15頁以下）。

被告はまず、原告の第四準備書面から、訂正申請の数が「教育出版が70

0件、日本文教出版が567件」であった事実について、原告が「数が異常に大きい場合は、検定姿勢における差別的取り扱いが認められ、もはや看過できない重大な問題を胚胎する」という部分（原告の第四準備書面4頁）を引用した上で、その数字は教育出版と日本文教出版の「各社が行った1項訂正及び2項訂正を合算した数である」「しかし、…1項訂正と2項訂正では、その趣旨及び対象が異なるため、それらを合算することに意味はない」と反論する（17頁）。

すでに〈図表2〉で確認したとおり、1項訂正と2項訂正の数を足し合わせることに意味はないということ自体は、被告の述べるとおりである。しかし、原告がアバウトに他社の訂正申請の数だけを問題にしているかのように事態を描き出すことは全くの誤りである。なぜなら、原告は、令和元年度検定のあとに出された歴史教科書を発行する全社の訂正申請書類を開示請求し、特に突出した訂正申請数を記録する上記2社を選んで、全てのアイテムについて、個別の検討・分析を行い、一覧表にしてすでに裁判所に提出している（甲16の1及び2）。

ところが、被告は、肝心の数的分析の段になると、原告が行った分析が、検定規則用語とは異なる分類をしている事実をとらえて、「原告の行う分類は、独自の見解に基づくものにすぎない」として、一蹴している。

しかし、被告のこの主張には妥当性がない。なぜなら、原告が提示し定義した「A項」「B項」とその下位区分は、内容的には「1項検定」「2項検定」などの下位区分に対応付けることが可能なのである。

ただ、煩雑を避けるため、今後は「A項」「B項」などの区分に固執することはせず、検定規則の「1項訂正」「2項訂正」の枠組みに即して議論を進めたい。

訂正申請をめぐる原告と被告の評価の違いは、突出して訂正数の多かった、教育出版と日本文教出版の「訂正理由」にある。端的に言って、両社の「訂正理由」は、個別に検討すると、本来「1項訂正」で提出すべき項目を、「2項訂正」の理由付けをして申請しているものが膨大な数に上るのである。そこで、その様態を理解していただくために、教育出版と日本文教出版が申請した訂正項目の不適切さについて、改めて論ずることとする。

## 第五 検定の「見逃し」を糊塗する「訂正理由」批判（再論）

## (一) 検定の「見逃し」を糊塗する「訂正理由」の事例

原告は第四準備書面において、被告による検定箇所「見逃し」問題を取り上げ、日本文教出版株式会社および教育出版株式会社の申請図書について、訂正申請の内容を明らかにしたが（一部については、甲13の1及び2、全体については甲第16の1および2）、被告はこれらをほぼ完全に無視している。原告はその後、これらの内容をさらに教科書検定規則の「1項訂正」「2項訂正」に関連づけて精査し、バージョンアップした（甲第35の1および2）。そこで、甲35の1及び2を基に訂正申請の内容及び文科省の対応を検討する。

被告はこれまでわずかに甲第13の1のはじめの2例についてのみ反論を試みているが、これら2例への反論も、極めて独善的、かつ表層的な反論なので、甲13の説明の補強を兼ねて、改めて日本文教出版（以下、「日文」）と教育出版（以下、「教出」）の訂正申請に潜む欺瞞を明らかにする。

以下、甲13の1および甲13の2の各10例のうち、改めて主張したい項目を選んで、検定の「見逃し」と訂正申請との関係を具体的に述べる（改めて主張することをしない項目は、「欠番」と表記する）。これらの訂正申請は「2項訂正」として提出されているが、実際は「1項訂正」の内容であり、訂正申請の理由は、検定の「見逃し」を糊塗するものである。そうした訂正申請はこれらの例にとどまらず、今回提出した原告の甲第35の1および2にある「2項訂正」欄の「B項」欄に「●」印を付した項目はすべて、虚偽の理由を使った訂正である。従って、被告は今後、それらすべての訂正申請項目についてこれを覆す反論をしなければならない。

## (二) 日文の事例の検討

### 1 欠番

### 2 甲13の1の1頁目右半面事例

「4. 江戸時代の寺子屋の画像写真」と「5. 一人の老翁と3人の子供の画像写真」の裏焼き写真を「変更が適切な体裁・記載（より適切な表記にするため）」という理由で訂正したのである。

このことについて被告は「…いわば装飾的に掲載されているものであって（乙A31）、生徒をしてその作品やその内容自体を学習させる目的で掲載



されているものではない」から検定意見相当個所とは評価されないという。

しかし、着物の着方が「左前」であることから、これはおかしいと中学生でも気付くことである。「左前」は死装束であり、特に、老翁の着物が左前であることは一目瞭然であって教科書として相応しくない。

そのことに気付いた執筆者・教科書会社は「変更が適切な体裁・記載（より適切な表記にするため）」と誤りを糊塗して2項訂正として訂正したものであるが、それを「いわば装飾的に掲載されているものであって」として被告が申請者を庇うことは許されない。

なお、この絵図は渡辺崋山の有名な「一掃百態」図であり、本件申請図書でも使用している。しかも、あろうことか教科書の顔である表紙に次ぐ重要な巻頭（「歴史を学ぶにあたって」）のページに裏焼きで、左前の着物を着た人々が描かれているにも拘わらず、装飾的に掲載されているからという理由で見逃がして良いことなのか、被告の見識を疑う。

### 3 甲13の1の2頁目左半面事例

ローマ帝国の領域を示す地図からイギリスが欠けているなど、見本本の「ローマ帝国の紀元後2世紀ごろの領域」が不正確だったものを訂正している。訂正理由は、「変更が適切な体裁・記載（ローマ帝国の領域をより正確に表記するため）」と2項訂正を装っているが、教科書調査官が誤りを見逃がした明らかな間違いの訂正であり、1項訂正である。

一方、本件申請図書では、欠陥指摘番号152において、モンゴル帝国の版図（13世紀後半の世界）で生徒が誤解する恐れのある図である、と指摘されて検定意見が付いた。これは、明らかなダブスタ検定である。

### 4 甲13の1の2頁目右半面事例

「隋がほろびて唐がおこると」と書いたのを、「隋がほろんで唐がおこると」と書き換える訂正である。訂正理由は「より適切な表記にするため」と2項訂正を装っているが、教科書調査官が見逃がした表記の誤りの訂正である。もとの表記の「ほろびて」のような文語的表記は、本書の他には見られない。明らかな誤記、または「表記の不統一」の訂正であり、1項訂正である。

### 5 甲13の1の3頁目左半面事例

図⑨の弥勒菩薩半跏思惟像の説明文に「高さ 123.3cm」とあるのを「高さ

125cm」に訂正し、その訂正理由を「より適切な表記にするため」と2項訂正を装っている。これは表記の問題ではなく教科書調査官の見逃した事実の誤記であり、1項訂正である。

#### 6 甲13の1の3頁目右半面事例

大極殿の復元に関連して、検定では「高さ29m、間口44m、天皇が座る高御座が置かれ」で合格したものを、「高さ約29m、間口約44m、天皇が座る高御座が置かれ」に訂正した。訂正理由は「より適切な表記にするため」として2項訂正にしている。しかし、大極殿の高さと間口の大きさは概数であることが記述されておらず、調査官が見逃がした誤記の1項訂正である。

一方、本件申請図書では、欠陥指摘番号31において、人の脳の容積推移を「猿人500ml、原人1000ml、新人1400ml」としたが、「生徒が誤解する恐れのある表現である。(断定的に過ぎる。)」と検定意見が付き、概数であることの明記を求められた。明らかなダブスタ検定である。

#### 7 欠番

#### 8 甲13の1の4頁目右半面事例

資料③(朱印船の航路と日本町の分布)の地図に「安南」の文字がなく、訂正申請によって「安南」を追加した。訂正理由は「変更が適切な体裁・記載(地名を追加するため)」と2項訂正を装っているが脱字の追加であり、1項訂正である。

というのは、資料1の吹き出しに「この朱印状に書かれた安南を地図③から探そう」とあるからである。地図に「安南」が書かれていなければ探しようがない。

これは検定の見逃しであり、その見逃しの訂正に執筆者・教科書会社は「変更が適切な体裁・記載」という理由をつけて、2項訂正を装っている。また、被告はこれを黙認している。これでは被告と教科書会社の癒着としか言いようがなく、検定制度と訂正制度はここまで崩壊していることを如実に表す例である。

#### 9 甲13の1の5頁目左半面事例

本文「・・・強いられました。」の記述の上に脚注⑥とあるが、訂正でこの⑥を削除した。脚注⑥は存在しないからである。その訂正理由は「変更が適

切な体裁・記載（不要な情報を削除）」と2項訂正を装っている。側注⑥がないことなど、すぐに分かることであるのに、検定段階で見逃しをしたのである。当然、これは1項訂正でなければならない。

これに対し、本件申請図書では、欠陥指摘番号114において、「生徒にとって理解し難い表現である。本文中に側注1を示す番号が存在しない」と検定意見がついている。明白なダブスタ検定である。

#### 10 甲13の1の5頁目右半面事例

NATO軍の爆撃機基地が北海道を含め、沖縄・韓国・フィリピンなどに存在するように描かれていた地図について、北海道からのみNATO軍爆撃機マークを削除する訂正をしている。NATO加盟国の基地とアメリカ軍爆撃機基地を殊更混同して表記している。NATO軍はヨーロッパにおける軍事同盟であって、アジアにある米軍基地は原則NATO軍とは切り離して考えるべきである。しかも訂正後も間違っていることから、訂正申請の審査すらしていないことが分かる。

訂正理由が、「変更が適切な体裁・記載（別紙33・地図、より正確な表記にするため）」と2項訂正を装っているが誤記の訂正で1項訂正であり、しかも事柄自体が誤りのままである。

### (三) 教出の事例の検討

#### 1 甲13の2の1頁目左半面事例

ページの上半分に「人類の広がり」と題する地図があり、その中のアフリカ大陸に「タンザニア」の表記がないので、訂正申請して「タンザニア」を追記している。訂正理由は「変更が適切な体裁・記載（同ページ資料3が出土した場所を示すため）」と2項訂正を装っている。

同じページの資料3に化石が出土したのはタンザニアと書かれているのに、それを確認する地図にタンザニアの地名が書かれていないのは欠陥であり、検定意見が付かなければならない。これは用語の脱落であり、調査官がその誤りを見逃したのであって1項訂正に該当する。

#### 2 甲13の2の1頁目右半面事例

増上寺、江戸城、桜田門、日本橋などが書かれた江戸の絵図において、日本橋を示す文字が日本橋とは大きくずれた位置に書かれているのを、訂正申

請によって日本橋の絵が描かれている正しい位置に移動した。他の地名も微妙にずれているのを正しい位置に置き換え、また地名に振り仮名を追記している。

日本橋の表記が日本橋とは大きくかけ離れた位置にあるのは明かな間違いであり、検定の見逃しである。しかし、その誤りの訂正理由を「変更が適切な体裁・記載（学習段階に適した振り仮名の表示にするため）」としている。

本当は日本橋の位置を間違えているのにそれを隠蔽するために、地名に振り仮名を付けて「学習段階に適した振り仮名の表示にするため」とあたかも2項訂正のように申請をしている。極めて悪質な不法行為であり、虚偽の訂正申請である。また、これを容認した被告も同罪である。

一方、本件申請図書では、欠陥指摘番号141で「②空から見た当時の鎌倉」の写真で、長谷寺の表記の位置がわずかにずれているだけでも「不正確」の検定意見が付いた。露骨なダブスタ検定である。

### 3 甲13の2の2頁目左半面事例

雪駄を扱う職人の絵の説明文として「雪駄は江戸時代の履物で、竹の皮と牛の皮が使われていました」とあるのを、「雪駄は竹の皮と牛の皮を材料とする履物で、主に差別を受けている人々によって作られました」に訂正している。訂正理由は「理解しやすい表現に変更」である。

理解しやすい表現に変更と言いながら文意をまったく変え、新たな内容を盛り込んでおり、かえって生徒には更に理解し難くなっている。訂正申請日は令和2年8月14日で、当然ながら全国の教育委員会に送られる見本本には反映されない。このような変更が認められるのであれば、検定制度・訂正制度・採択制度の関係が破壊され、教科書採択後に重要な偏向記述などが差し挟まれる可能性が生まれる。

### 4 甲13の2の2頁目右半面事例

「坂本龍馬(1835～67)」を「坂本龍馬(1835～67)」に訂正している。訂正理由は「変更が適切な体裁・記載（学習時に資料を特定しやすくするため）」である。

教出の教科書の絵図や写真には、見開き2ページ毎に連番が付けられている。ところが当該ページと次のページの2ページにはこの連番が付けられていなかった。本来「表記の不統一」の検定意見が付けられるべきところ、教科

書調査官は見逃して検定意見を付けなかった。それをよいことに、誤りの訂正（1項訂正）ではなく2項訂正を装っている。

#### 5 甲13の2の3頁目左半面事例

第5章の「学習のまとめと表現」というこのページは、「～第5章 日本の近代化と国際社会～」と書かなければならないところ「～第5章 近代の日本と世界～」と書き間違えて、これを訂正している。文科省による見逃しであるが、さすがにこの訂正理由は「誤記」としている。

一方、本件申請図書では欠陥指摘番号125において、「1 調べ学習のページ 比べてみよう！ 修学旅行で行く 奈良と京都」（206ページ、250ページも同様）のタイトルが目次のタイトルと一致しないことについて、「相互に矛盾している。（4～6ページの目次の示すところと一致していない。）」と指摘された。検定において、一方は見逃し、他方では検定意見を付けるという、明白なダブスタ検定である。

#### 6 欠番

#### 7 甲13の2の4頁目左半面事例

国宝マークのないものに国宝マークを付ける訂正。訂正理由は「変更が適切な体裁・記載（資料が国宝に指定されていることを示すため）」と2項訂正としている。これは明らかな1項訂正事項であり、虚偽の理由を書いている。

本件申請図書は欠陥指摘番号212において、「表記が不統一である。国宝マークが欠落している」と指摘されている。明白なダブスタ検定である。

#### 8 甲13の2の4頁目右半面事例

地図の中に「小田原」の表記が欠落していて、ここに「小田原」を表記するという訂正申請である。この地図は戦国大名と地名を対応させたものであり、「北条」に対応する「小田原」が欠落していた。本来、当該欠落に対して検定意見を付けるべきところ見逃しており、1項訂正であるべきところ、訂正理由を「変更が適切な体裁・記載（他の記述と関連する地名を表示するため）」と記して2項訂正としている。

#### 9 甲13の2の5頁目左半面事例

資料が「重文」であるにも拘わらず「重文」を付け忘れたので、「重文」

を追記する申請である。訂正理由は「変更が適切な体裁・記載（資料が重要文化財に指定されていることを示すため）」とある。本来は誤りの訂正（1項訂正）であるが検定で見逃がされ、2項訂正としている。

本件申請図書では、欠陥指摘番号169において「表記が不統一である。重要文化財マークが欠落している」として検定意見が付いた。明白なダブスタ検定である。

#### 10 甲13の2の5頁目右半面事例

「世界遺産マーク」の欠落した「サン・パウロ天主堂」の名称を「サン・パウロ天主堂跡」と訂正し、併せて「世界遺産マーク」を追記した。訂正理由は「変更が適切な体裁・記載（史跡の名称をより正確に表記するため）」として、欠落していた「世界遺産マーク」を追記したことは書いていない。

サン・パウロ天主堂は2005年に世界遺産に登録されている。「跡」を追記するように申請して、世界遺産マークを密かに追記するのは検定規則に違反する不正でもある。

本件申請図書では、欠陥指摘番号185において、世界遺産ではないエルサレム市街の写真に「世界遺産マーク」が欠落しているとの検定意見を付けられた。この指摘自体が誤りであり、悪意のあるダブスタ検定でもある。

### 第六 訂正申請から分かる検定姿勢の違法な差別的実態

#### 1 推測される文科省の事前指導

本準備書面の上記「第五」で例示したケースと同じ類型に属する、本来「1項訂正」であるべきところを「2項訂正」の理由を構えて提出された他社の訂正申請件数は膨大である。そこで、それを補正し、内容に即して検討して、見逃された検定の実態を浮き彫りにしたい。

しかし、その前に、なぜ、これほど大量の疑念を生む事態が生じているのか、その事情について原告の推測を述べておきたい。

原告は令和2年度に検定を再申請し、合格した後、令和4年12月13日付けで訂正申請した。そのうちの1件について起こった出来事である。原告の担当者が、原告が検定再申請して合格した書籍のある1ヵ所に誤記があることを発見したので、原告と訂正文とを対比させて訂正理由を誤記であるとして文科省にメールで提出した（甲第36号証の1および2）。

ここでは、ベルリンの壁の写真に添えられたキャプションの文章の最後に

付けられた参照ページの指示「→ p 270」が間違いであり、「→ p 274」に訂正した。

その際、「訂正理由」は当然ながら、「誤記等」とした。これが甲36の1である。文科省宛の文書は提出前に事前にチェックを受けるよう指示されていたので、甲36の1の右の「訂正理由」の欄に、「誤記等」と記載して送ったのである。教科書課の事務方から原告の担当者に電話があり、「訂正理由」を、「変更が適切な体裁、記載（より適切な表現にするため）」に書き直すように求められた。

電話を受けた原告の担当者は、甲36の1の右の「訂正理由」の欄の、「誤記等」と記載されている下に手書きで、教科書課の事務方の指示を書き込んだメモである。メモは、上から「変更」「な」「てきせ」「つ」「体さい」「きさい」と書いた。

原告が、教科書課の事務方の指示に従って、「変更が適切な体裁、記載（より適切な表現にするため）」と打ち込んであらたに教科書課に送ったものが甲36の2である。

原告は文科省の指示に従って、訂正して教科書を発行したのであるが、しかし、この指示はルールに照らして誤っており、参照先のページの間違ひは、明らかに「誤記等」に当たる「1項訂正」である。それを「2項訂正」の理由付けで提出するように文科省は事前指導したのである。

同じような事前指導が各社に対しても行われたであろうことは想像に難くない。おそらく各社とも、文科省に要求されて訂正理由を「1項訂正」から「2項訂正」に書き換えたのであろう。あるいは、早くから文科省の意向を掴んでいた教科書会社は、初めから「1項訂正」の件数を減らすように動いたかも知れない。その効果は、見かけ上、誤字等の検定の見逃し数を激減させることになった。こうして、教科書会社各社は、文科省の隠蔽工作に協力させられたのであろう。

## 2 書類上の分類と内容に即した分類

まず、教育出版の訂正申請の全項目を分析し、書類に書かれている通りの「訂正理由」に基づいて区分したデータを左側に示し、それを内容に則して分類し直した結果を右側に配置した表を作成した。以下の通りである。

＜図表 3＞ 教育出版訂正申請の分析

区分	「訂正理由」の記載による分類	「訂正内容」に基づく分類
1項訂正	73 *注1	478 *注4
2項訂正	636 *注2	231
計	709 *注3	709

\*注1 この中に「客観的事情の変更に伴い誤りとなった事実の記載」を訂正理由とする訂正3件を含む。

\*注2 この中に「1項訂正」とすべき405件を含む。

\*注3 訂正申請の件数は700件であるが、1件の中に複数の訂正が含まれている場合があり、件数を補正した。

\*注4 \*注2で示した405件をここに加えた結果の数字である。

次に、日本文教出版の訂正申請の全項目を分析し、教育出版と同様の手続で得られた結果は次の通りである。

＜図表 4＞ 日本文教出版訂正申請の分析

区分	「訂正理由」の記載による分類	「訂正内容」に基づく分類
1項訂正	45 *注1	484 *注4
2項訂正	591 *注2	152
計	636 *注3	636

\*注1 この中に「客観的事情の変更に伴い誤りとなった事実の記載」を訂正理由とする訂正1件を含む。

\*注2 この中に「1項訂正」とすべき439件を含む。

\*注3 訂正申請の件数は559件であるが、1件の中に複数の訂正が含まれている場合があり、件数を補正した。

\*注4 \*注2で示した439件をここに加えた結果の数字である。

「訂正理由」の記載による分類と、「訂正内容」に基づく分類では、「1項訂正」の数に大きな違いが生じているのがよくわかる。個別の判定には異論の余地もあり得るから、被告がこの数字に反論するときは、必ず全項目についての個別の判定を示す資料を準備する必要がある。



### 3 検定率の格差と「不平等」状態の基準

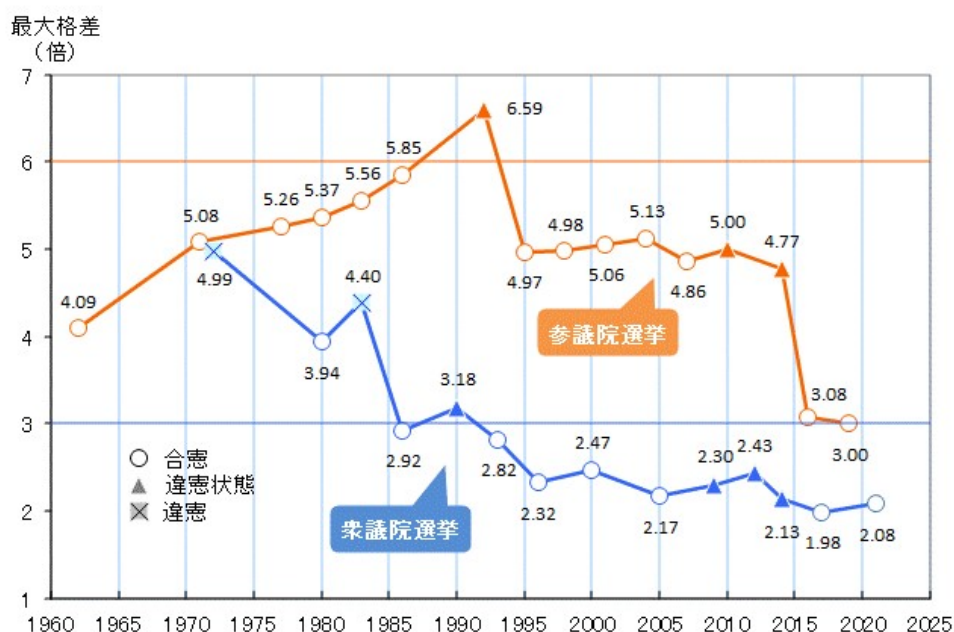
最後の段階は検定率の比較である。教科書会社ごとに文科省の態度が異なることが、検定率という数字の上に果たして現れるものであろうか。

ここで、具体的な数字を扱う前に、一般的な基準について検討しておきたい。どの程度の格差があれば、平等であるはずの権利の行使が不平等な状態に置かれているといえるのかという問題である。そこで、「1票の格差」を巡る最高裁の「違憲判決」の動向を参照基準としてみたい。

<図表5>は、最近64年間に行われた衆参選挙について提起された数多くの「違憲訴訟」の最高裁判決をグラフ化したものである。縦軸に格差の程度を取り、横軸に時期をとって「合憲」(○)と「違憲」(▲)の判決をプロットしている。

<図表5> 衆参議員選挙の「1票の格差」に関する最高裁判決の動向  
(出典 <https://honkawa2.sakura.ne.jp/5230b.html> )

国政選挙における一票の格差をめぐる最高裁判決



(注)「違憲」は是正のための合理的期間を経過した後の場合。「違憲状態」は同期間内の場合の違憲  
(資料)東京新聞(2010.11.18)ほか

これを観察すると、衆議院ではおおむね「2倍以上」は違憲という判断が定着し、参議院ではおおむね「3倍以上」は違憲とする判断が定着しつつあるようである。国民が教科書を発行する権利は、国民の国会議員の投票権と比較して特別軽い権利であるとは考えられない。従って、行政に対し、同等の権

利を求める際に、「不平等」の基準を参政権の場合に準じて定めることはそれほど場違いなことであるとは考えられない。

そこで、検定率で示される各社教科書への文科省の処遇の「不平等」を判断する基準として、次の判定ルールを提出する。

判定ルール1) 検定率が2倍を超えれば不平等である

判定ルール2) 検定率が3倍を超えれば著しく不平等である

#### 4 検定率の比較による違法性の証明

令和元年度検定において、教育出版に付けられた検定意見は38、日本文教出版は24であった。上記2までの検討から導かれる教育出版と日本文教出版の「検定漏れ」の件数は、それぞれ、478と484である。

ただし、このうち、教育出版については<図表3>の注1で述べたように、「客観的事情の変更に伴い誤りとなった事実の記載（所蔵者の名称の変更に伴い出典の表示を変更するため）」を「訂正理由」とする訂正が、次のとおり、3件ある（令和2年10月7日提出分）。

- ・東京文化財研究所蔵→東京国立博物館蔵（p112）
- ・首都大学東京学術情報基盤センター→東京都立大学図書館（p137）
- ・下関市立長府博物館→下関市立歴史博物館（p166）

日本文教出版についても、同様に<図表4>の注1で述べたように、「客観的事情の変更に伴い誤りとなった事実の記載（所蔵者の名称の変更に伴い出典の表示を変更するため）」を「訂正理由」とする訂正が、次のとおり、1件ある（令和2年10月26日提出分）。

- ・東京都 国立公文書館蔵→東京都 外務省外交資料館蔵（p205）

これらは<図表2>の「1項訂正」の③に当たり、検定手続時点で「要検定箇所」にはなり得ないものであるから、検定率を計算する際の分母から除かなければならない。それを実行すると、教育出版475件、日本文教出版483件、という数字が得られる

他方、本件申請図書に付けられた検定意見は405件（ただし、この中に

原告として絶対に認められないものが多数含まれていることは本件訴訟の主要な争点であるかが、ここではその問題は一旦捨象している)、訂正件数は15である。

これらをもとに各社の検定率を計算すると、〈図表6〉が得られる。これによれば、教育出版の検定率は7%、日本文教出版は5%であるのに比し、本件申請図書の検定率は96%となる。これは、教育出版の1.4倍、日本文教出版の1.9倍で、完全な「違憲状態」であると言えよう。さらに、教育出版も日本文教出版も、要検定箇所全てについて、本件申請図書に対すると同等の検定率で検定意見がつけられていれば、それはページ数の1.2倍を超えて「一発不合格」となっていたであろう。こうした、教科書会社によって異なる不公平な検定姿勢に基づく令和元年度中が項歴史教科書の検定は、行政の裁量権の範囲を遙かに超える不正な検定であり、違法行為である。

〈図表6〉 令和元年度検定における検定率の比較

	教育出版	日本文教出版	本件申請図書
検定意見 (a)	38	24	405
訂正申請 (b)	475	483	15
要検定箇所 (a+b)	513	507	420
検定率	7%	5%	96%
(a) ÷ (a+b)	(0.074)	(0.047)	(0.964)

被告がこれを否定するためには、本件申請図書の検定本（白表紙本）の中から検定漏れの要訂正箇所を多数見つけ、それによって、本件申請図書の検定率が他の2社の検定率の2倍を超えないようにしなければならない。これは自分たちが見逃した誤りを見つける作業だから愉快ではないかもしれないが、こうした量的データを扱うことを回避しつつ、原告の制度理解の不明を指摘するといった方法では到底反論にならないことを被告は知るべきである。

#### 5 官民の協力関係を崩壊させた「一発不合格制度」

本準備書面を閉じるにあたって、敢えて一言しておきたい。

およそ公正な制度というものは、言葉は正確に定義され、担当者の恣意の

入り込む余地がなく、誰が担当してもほぼ同じ結果が得られるように設計されていなければならないものである。ところが、本件訴訟で明るみに出たように、教科書検定の現状は、決してそうはなっていない。

教科書検定制度の目的は、よりよい教科書を使用者である学齢期の日本の子供に届けることであるから、この目標に向けて、本来、文科省と教科書発行者は協力しあうべき関係にある。その意味でも、被告も認めるように、教科書検定制度と訂正申請制度は相互に相補う関係にある。教科書検定の担当者も全能の神ではないから、そこで見逃された「1項訂正」に当たる誤りは、教科書発行者が自主的に行う訂正申請によってフォローされればよいのである。教科書を使用するユーザーの視点から見れば、誤字等の誤りが検定手続において修正されようと、訂正手続において修正されようと、誤りのない教科書が手渡されるなら、どちらでもよいのである。

このような相補性を破壊したのは、ほかならぬ文科省の「一発不合格」制度の導入である。この制度によって、検定意見の数は、教科書発行者にとって、「一発不合格」処分を受ける可能性を秘めた死活的に重大な問題になったのである。

現に、上に述べた日本文教出版と教育出版の例は、当然「一発不合格」になるべきものであったのに、原告は「一発不合格」になり、両社は合格したのである。これは重大な行政法上の違法行為である。

従来も「1ページ当たり1件」以上の検定意見が付けば、「一旦不合格」として、教科書をつくり直して年度内に合格させる制度的枠組みが存在した。これによって、検定制度は十分に機能していた。しかし、その上に「一発不合格」制度を設けたことは、特定の教科書会社を恣意的に抹殺する手段を用意したこととなり、教科書検定をめぐるかつての牧歌的な官民の協力関係は崩壊したのである。

原告は、より良い教科書検定制度を求めて本件訴訟を提起したのである。

教科書検定制度の円滑な運用のためにも、検定件数によって教科書発行者に致命的な被害を与える「一発不合格」制度は速やかに廃止すべきである。

以上